

- 六、組合調査の件  
組合調査原案を調査部にて作製して直ちに實行すること、
- 七、統制委員細則決定の件  
統制委員長に原案を作製せしむ
- 八、婦人部に關する件  
大衆黨本部婦人部の運動に積極的に参加すること
- 九、關西事務局確立の件  
事務局細則を作つて確立すること
- 十、マーク、同盟歌彙集審査の件編輯委員會に審査を一任す

**第三回 常任執行委員會**

- 十月十四日 東京本部に於て
- ▲議事  
一、大阪に於ける勞農議會開催の件(十二月上旬)
- 二、勞働爭議に對する指令に關する件
- 三、勞働日記發行の件
- 四、勞働組合會議の件

**第三回 中央委員會**

- 日時 昭和五年十一月三十日 東京、本部にて
- ▲報告  
一、會計報告  
二、本部報告  
主として加盟申込組合に就いて——關東新聞從業員組合の

加盟承認。九州合同勞働組合の加盟申込は九州聯合會の調査の結果承認。名古屋の木材、製機、電機、の三組合の加盟申込及び横山君派の加盟申込は關西に調査を一任して決定すること

- 三、關西地方情勢報告  
和歌山市、島根縣下、神戸、播州等に組織進展しつゝ、あり都濃合同の加盟申込は再調査を行ふこと、して保留。
- 四、關東地方情勢報告

▲議事

- 一、無産政黨合同問題の件  
大衆黨中央委員會報告(黨の大會に於ける三黨合同提唱の決議案)に基づき審議の結果、全國勞働としては大衆黨本部案を支持することに決定。
- 二、勞働組合戰線統一の件  
地方情勢に應じて組合の戰線統一を促進すること、
- 三、運動方針(特に爭議方針)に關する件  
最近に於ける勞働爭議頻發激化の傾向と全國勞働の重大な使命に關して各種の意見あり、全國勞働の運動方針の徹底に關して大體意見の一致を見て左の如く決定した
- (一) 全國勞働の運動方針を各加盟組合の全員に對して充分徹底せしめること——日下印刷中の運動方針書の發行を期し、研究會、茶話會等の方法により徹底せしめること
- (二) 爭議方針に就いて——爭議開始並に爭議解決の時期方法に關しては、爭議後の組合組織の確立に重點を置き極左

大體昭和六年秋頃とし詳細は更めて決定のこと

- 七、全國勞働日記發行の件  
全國勞働の日記を十二月十三日まで發行し組合員に分つこと
- 八、人事に關する件  
一、京都選出稻森末吉の中央委員を解任、後任は京都に一任
- 二、中國聯合會所屬、統制委員高橋鶴吉君解任、後任は藤岡統制委員長に一任

**第四回 常任執行委員會**

- 一月十四日 大阪聯合會に於て  
日時 一月十四日午後二時より大阪聯合會にて
- ▲議事  
一、三黨合同問題對策の件  
大衆黨本部の合同問題對策經過報告、並に全國勞働各地の情勢報告に基づき、合同問題の進展につき左の如く方針を決定す
- (一) 全國大衆黨昭和五年度大會の全無産政黨合同に關する決議は全合同を目標として實行するべきものである、今日この實行には尙ほ努力の餘地あるものと認め今後一層全合同に向つて努力を希望する。
- (二) 大衆黨と勞農黨との合同に關しては双方支持勞農團體間に於ける統一を計り然る後に實行に移されし、

右兩翼の逆宣傳や擾亂行動に關連することなく、全國勞働總目の方針によりあくまで効果的に闘争すること

- (イ) 組織工場においては、常に資本家側の動靜に對して充分な調査を行ひ、爭議決行の場合は事前に關係組合又は當該地方聯合會等の正式機關と緊密な連絡の下に行ふべきこと
- (ロ) 未組織工場突發的爭議に關しては正確な調査に基づき充分な見透しと準備をもつて行ふべきこと
- (ハ) 最近爭議應援に名をかりスパイ的擾亂者の侵入の傾向あるにつき、應援團は關係組合又は聯合會その他責任ある機關の責任ある應援者をもつて編成すべし
- (ニ) 爭議に關しては、反動團體の干渉介入を出來得る限り排撃すること
- (三) 其他組織宣傳、教育等の當面緊急の活動に對しては別に同盟本部より指令を發して全組合員を日常闘争に協力せしめること
- 四、勞働組合會議提唱の件  
右翼派諸團體の情勢に關する報告あり、本案は大衆黨の『勞働委員會』に提出し大衆黨支持團體と協議の上進めることに決定
- 五、青年部設置の件  
鈴木中央委員の提案に基づき協議の結果、次期大會に提出するやうに努力することに決定
- 六、次期全國大會の件